

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

告示

○東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則……(福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課)……一

○特定計量器所在場所定期検査の実施(二件)……(生活文化局計量検査所検査課)……一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(二件)……(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……三

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……(建設局道路管理部監察指導課)……五

告示(消)

○消防相互応援協定の締結………七

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……八

規則

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

を公布する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要 一

●東京都規則第二百二十六号

東京都シルバーパス条例施行規則の一部を改正する規則

東京都シルバーパス条例施行規則(平成十二年東京都規則第三百四十号)の一部を次のように改正する。
別表中「国際興業グループ株式会社」を「国際興業株式会社」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第千二十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要 一

一 検査地域 東村山市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業

所の検査対象物を除く。

三 検査期日

平成二十六年八月十八日から同年九月三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第千二十九号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 舛添 要 一

一 検査地域 西東京市

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

- 三 検査期日 平成二十六年八月十八日から同年九月十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第千三十号

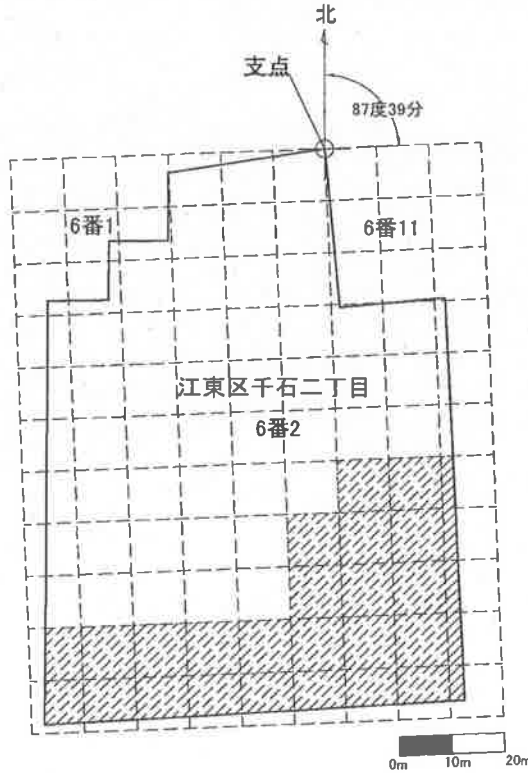
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月十七日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区千石二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

別図






【支點】

支點は、江東区千石二丁目6番2の最北端とする。

【格子の回転角度:87度39分】

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、支點を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

-  形質変更時要届出区域
-  単位区画境界線
-  筆境界